

第4回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月29日 午後5時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 18名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	4番	興梶千恵美
推進委員	5番	畦池港	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	7番	渡邊巳鶴	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事内容

議案第11号 非農地証明の承認について

事務局長	ただ今から第4回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に8番と9番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第11号非農地証明の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第11号非農地証明について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
田中委員	申請人は数年前に町の〇〇長をされていた方であり、現在は熊本県に住んでおります。五ヶ瀬に帰ってくる予定はないということで農業の意思はありません。申請地については、〇〇氏の炭焼き窯から祇園町に向かって100mほどいったところにあり、山林となっているため農地への復旧は難しいと思います。 非農地ということで特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	始末書は提出されているのでしょうか。
事務局	まだ提出されておりませんが、案件が通った際は提出してもらう予定です。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。
事務局	事務局から1点あります。先月の総会の議案第9号農地法5条申請の案件で植林の案件があり、将来的に影がかかる可能性がある農地の所有者の承諾について、事務局からも確認をとったほうがよいのではないかという話になっておりました。総会後に本人と直接話しまして、「承諾書に押印はできないが、植林することには反対もしていないし問題はない」ということで回答を得ておりますのでご報告させていただきます。
太田委員	なぜ承諾書に印鑑がもらえなかったのでしょうか。
事務局	承諾書については、今回の5条申請の譲受人と話した結果、念のためということで作成してもらいましたが、そもそも農地法において提出の義務がありませんので、本人に押印の意思がないのであればしょうがないということになります。押印できない理由については、「例えば将来的に杉が成長した際に、見通しが悪くなり車の運転に支障が出た際に自分が承諾書に押印したからとい

	う責任を負いたくない」というようなことのように、今回の案件については場所的に見通しが悪くなるようなことはないのですが、将来的に地域としてのトラブルが起きた場合の責任のことを考えて押印はできないということでした。また、植林をすることそのものについては反対はしておりませんが、「地域で守ってきた農地であるため、できることなら耕作してほしいところではある」という意向はあるようでした。
飯干(浩)委員	昔、似たようなことで、私個人の農地に影響があるときに、承諾書に押印した記憶があるのですが。
事務局	農地法上は絶対必要ではないため、当事者が念のためとったものだと思います。
太田委員	ほとんどの場合は大丈夫なのでしょうが、将来的に何かトラブルがあった際が一番困りますね。
事務局	そうならないのが一番なのでしょうが、何かあった際は委員の皆様にもご協力いただき、うまいこと収まるようにできればと思います。
議長	それぞれの地域で仲良くやっていっていただきたいものです。他に何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第4回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____